

Q589. 休日割増賃金はどのような場合に支払う必要がありますか。

労基法上、休日割増賃金の支払義務が生じるのは、労働者が法定休日に労働した場合です。法定休日とは労基法が要求している1週1日の休日のことをいいます。

例えば、所定労働日が月曜日～金曜日で、法定休日を日曜日と定めている会社であれば、日曜日(法定休日)に労働した場合には休日割増賃金の支払義務が発生しますが、土曜日(法定外休日)に労働した場合には休日割増賃金の支払義務は発生しません。

もっとも、土曜日の労働が1日8時間、週40時間を超えている場合には、時間外割増賃金を支払う必要があります。

また、法定休日を定めていない場合に土日両日に労働した場合、通達では、週の起算を日曜日とした上で、後順である土曜日が法定休日における労働になるとしています。